

障害者相談支援事業等に係る消費税等の取扱いに関する認識誤り
について

令和 6 年 1 2 月 2 6 日 福祉部障害福祉課

1 事案の概要

地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」を運営する、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構に委託している、障害者等相談支援事業及び障害者就労等支援事業の 2 事業について、社会福祉法に基づく社会福祉事業として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の非課税事業として取り扱ってきたところ、令和 5 年 1 0 月 4 日付けの国からの事務連絡により、消費税等の課税対象であったことが判明したものを。

2 経過

月日	内 容
令和 5 年 1 0 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の事務連絡を収受。障害者相談支援事業は消費税等の課税対象であり、民間事業者へ委託する場合には、消費税等を加えた金額で支払う必要があることが示された。 ・ 国の事務連絡を決裁以外の方法により情報共有し、契約書に消費税等の記載がないことを確認したが、仕様書において消費税含むと記載されていたことから問題がないと認識を誤った。 ・ 国の事務連絡を事業者に送付せず、周知しなかった。
令和 6 年 4 月	令和 6 年度の契約事務において、相談支援事業が課税対象であることを事業者伝える。事業者は社会福祉事業を実施していることから非課税であるとの認識を示される。
4 月～ 1 0 月	国及び平塚税務署への問合せ等により、就労支援事業が課税対象であるかどうかを確認（1 1 回に渡り接触）
1 0 月 2 3 日	平塚税務署から就労支援事業が課税対象であるとの見解が示される。
1 1 月 2 7 日	令和 6 年 1 2 月第 4 回定例会に補正予算案を提出

3 原因

障害者等相談支援事業及び障害者就労等支援事業を民間事業者に委託するに当たり、これらの事業を社会福祉法に基づく社会福祉事業として非課税であると誤って認識したものの。

また、令和5年10月4日付けの国の事務連絡に対する対応に不備があり、初動対応に遅れが生じたもの。

4 補正額

(1) 歳出

単位：千円

節	内容	補正額
13節（委託料）	消費税等（令和6年度分）	4,051
18節 （負担金、補助及び交付金）	消費税等 （令和元年度～5年度）	18,877
	加算税	746
	延滞税	1,102
合計		24,776

(2) 歳入

ア 民生費国庫補助金	1,089千円
イ 民生費県補助金	545千円
計	1,634千円

5 今後の対応

過年度分の消費税等については、事業者が修正申告し納付する。

令和6年度については変更契約を締結済みであり、年度終了後、事業者が申告を行う。

6 再発防止策

- (1) 各事業の法的な位置付けを再確認する。
- (2) 国・県等から所管事務に係る注意喚起等が通知された際には、その時点で速やかに決裁を行うなど組織内で情報を共有するとともに、検討の結果を文書に記録するなどの事務を徹底する。